

MATSUBUSHI

タブレット教育で
どう変わる



ごみは収集日の当日**朝8時**までにしましょう。

ごみの出し方



ビン、金属類、雑芥は**指定袋**
それ以外のものは**透明・半透明袋**を使ってね！
中身が出ないようにしぼってね！

もえるごみ

生ごみ・プラスチック類・靴・CD・DVD・保冷剤・アルミホイール・発泡スチロール・プラスチッ
ク製品・ボール類等、剪定枝(長さ50cm以下、直径10cm以下)・木片(小さいものに限る)



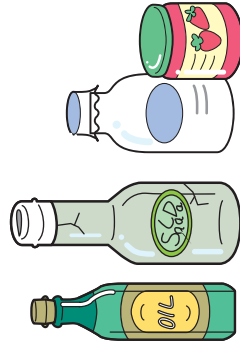
透明
半透明袋

- 透明・半透明の袋に入れてしっかりしぼっててください
- 生ごみは、水切りを十分行ってください
- 廃食用油は、布などに染み込ませるか固めてから出してください

ビン

飲食物が入っていたビン

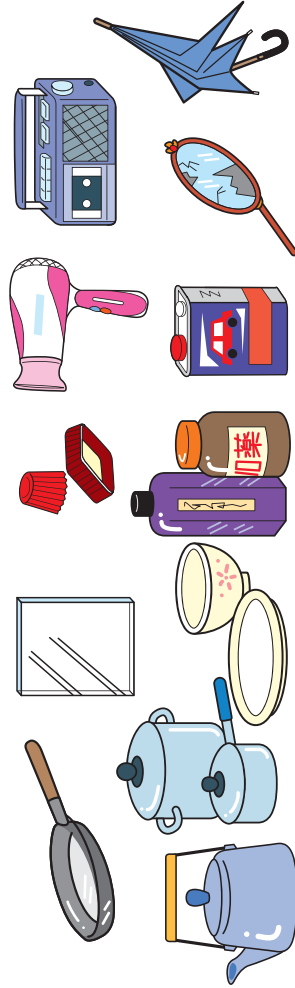
飲料・調味料・食用油・ドレッシング等のビン



- 中身は処分してください
- キャップを外し、すずいでお出しください
- リターナブルビンは販売店へ戻しましょう

雑芥

金属+プラスチック等の複数の材料が複合しているもの ガラス、陶磁器類、40cm未
満の小型家電、飲料用以外の瓶・缶、傘、モップ(柄が金属のもの)等

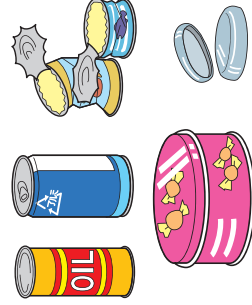


- テープなどは使わず袋をしぼって出しててください
- 粗大ごみは解体しても粗大ごみです。雑芥として出せません
- 小型家電は回収BOXも利用できます(役場・北部サービスセンターに設置。15cm×30cmの物まで)

金属類

飲食物が入っていた缶

飲料・調味料・食用油・菓子等の缶 金属製キャップ



- 中身は処分してください
- タバコの吸い殻などは入れないでください

ICT教育で変化する新しい学びの形

(Information and Communication Technology)



問合せ 教育総務課 ☎991-1864

文部科学省が示すGIGAスクール構想の実現に向け、松伏町でもICT環境の整備を進めています。

今回表紙の写真は、小規模特認校である金杉小学校で試験的に行われた外国語の授業の様子です。児童たちはタブレットを使用し、画面越しに自校のALT以外の方の英語に触れ、自己紹介や日常会話に挑戦しました。

令和3年度からは町内各小中学校にICT環境が整備され、1人1台の学習端末や電子黒板（プロジェクター&スクリーン）を活用した「新しい学び」がスタートします。

GIGAスクール構想とは

子ども達への1人1台端末と高速で大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、特別な支援を必要とする子どもを含め、多彩な子ども達の資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する計画のことです。



▲リモートで繋がっています！



（ これまでの教育実践の蓄積 × ICT = 学習活動の一層の充実
主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善 ）

「1人1台端末」ではない環境

「1人1台端末」の環境

一斉学習

・教師が電子黒板等を用いて説明し、子どもたちの興味関心意欲を高めることはできる

学びの
深化

・教師は授業中でも一人一人の反応を把握できる
→子どもたち一人一人の反応を踏まえた、双方向型の一斉授業が可能になる



個別学習

・全員が同時に同じ内容を学習する（一人一人の理解度等に応じた学びは困難）

学びの
転換

・各人が同時に別々の内容を学習できる
・各人の学習履歴が自動的に記録される
→一人一人の教育的ニーズや、学習状況に応じた個別学習が可能になる



協働学習

・グループ発表ならば可能だが、自分独自の意見は発信しにくい

・一人一人が記事や動画等を集め、独自の視点で情報を編集できる
・各自の考えを即時に共有し、共同編集ができる
→全ての子どもが情報の編集を経験しつつ、多様な意見にも即時に触れられる



松伏町のICT教育は大きく次の3つのステップで進んでいくよ！



例えば…

- 電源のオン・オフなどの基本的な機器操作
- 文字入力
- カメラ機能の使用
- インターネットを使った調べ学習等

ステップ1

「誰でも」「すぐにでも」「いつでも」活用できる。

例えば…

- 国語：文章作成ソフトを活用した、
 - ①効率的な修正
 - ②より良い文章の作成
- 理科：観察や実験時の動画撮影による振り返りや分析等

ステップ2

教科の学びを深め
学びの本質に迫る。

工夫次第で、学びの可能性は無限大に！！

ステップ3

教科の学びをつなぐ。
社会問題等の解決や一人一人の夢の実現に活かす。

「各世代が笑顔あふれるま

令和3年3月議会定例会において、町長から令和3年度施政方針の発表がありました。

施政方針とは、町政運営にあたり、町長が主要施策や予算について、町議会定例会(3月議会定例会)で表明するもので、全文は、町ホームページでご覧いただけます。

令和3年度も「松伏町第5次総合振興計画」に基づき、7つのまちづくりの目標(主要施策)を中心に「各世代が笑顔あふれるまちづくり」の実現のため、町政運営を進めていきます。

主な事業概要と予算は次のとおりです。

子育て支援分野

未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり

- ▶松伏町で結婚生活をスタートする夫婦を応援するため、引越し費用などを助成
- ▶虐待を未然に防止するため、相談室を設置し、相談しやすい体制を構築
- ▶中学3年生を対象に学習支援教室を通年で実施し、学習機会を確保



<予算:18億3,764万円>

学習支援教室

健康・福祉・社会保障分野

健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり

- ▶障がい児者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援を推進する「地域生活支援拠点」を整備
- ▶高齢者の日常の利便性と社会生活圏の拡大を図るため、すでに実施している高齢者福祉タクシー利用料助成制度を拡充
- ▶高齢者福祉施策や介護サービスの充実を図るための、「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」をスタート

<予算:18億7,013万円>

人権・男女共同・地域コミュニティ分野

町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり

- ▶自治会に対する各種事業支援や地域外の方も参加できるイベントを主催する町内団体への支援を通じた、町民主体のまちづくりの推進
- ▶将来子どもたちがプロスポーツ選手を目指すことや夢をかなえる一助になるよう、スポーツ教室等を開催
- ▶田園ホール・エローラの舞台照明設備を更新し、引き続き音楽のまちづくりを推進

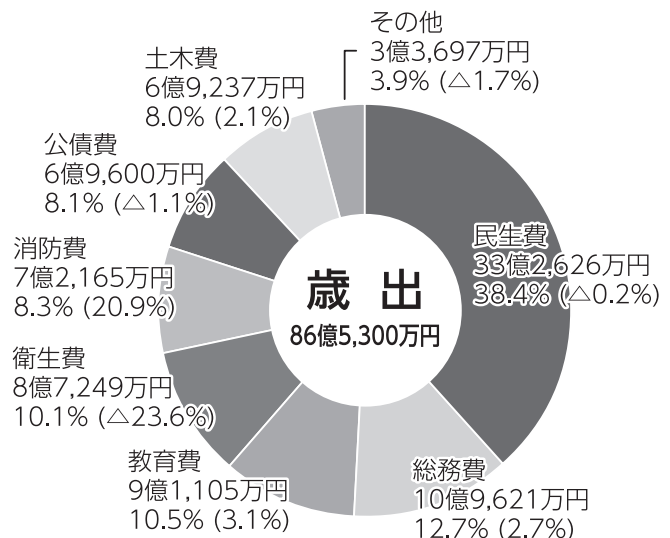
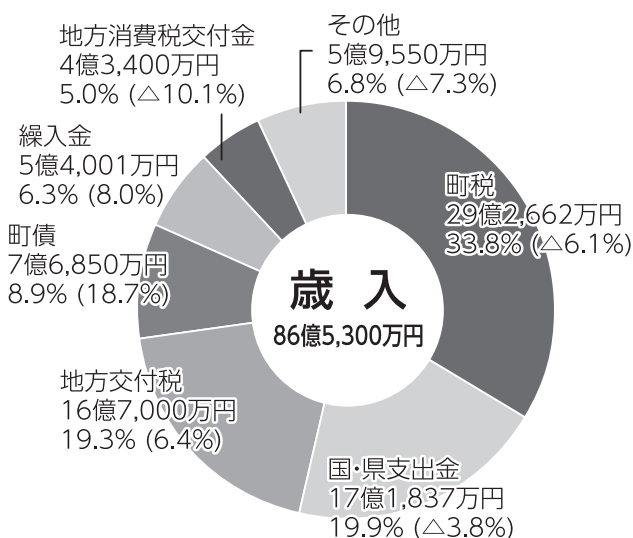
<予算:2億948万円>

令和3年度 当初予算

令和3年度当初予算が3月議会定例会で可決されました。

一般会計予算は、86億5,300万円で前年度比は1.1%減(9,300万円減)、特別会計予算は、57億2,006万円で前年度比0.3%減(1,993万円減)、企業会計予算は、8億716万円で前年度比4.9%減(4,184万円減)となりました。

一般会計予算



「ちづくり」の実現に向けて

問合せ 企画財政課
 総合政策担当 ☎991-1818
 財政担当 ☎991-1820

産業振興分野

活気あふれるにぎわいのまちづくり

- ▶ 魚沼地区内の水路を改修し、農業基盤を強化
- ▶ 町商業の活性化と交流人口の増加を図るため、「松伏ふるさとカレー」スタンプラリーを実施
- ▶ 町民の雇用を促進するため、新たに町内へ進出した企業に町民の雇用実績に応じて奨励金を交付



<予算:1億3,232万円>

生活基盤整備分野

利便性の高い快適空間のまちづくり

- ▶ 大川戸地区の町道3号線に歩道を整備するため、道路拡幅に伴う用地購入と一部工事に着手
- ▶ ゆめみ野地区の町道6号線の舗装修繕工事を実施
- ▶ 金野井用水路沿いの管理通路を活用し、憩いの場、交流の場を創る散歩道を計画的に整備
- ▶ まつぶし緑の丘公園内に、バーベキュー広場をオープン



<予算:4億8,110万円> 大川戸地区の町道3号線

生活環境分野

安全・安心な暮らしのできるまちづくり

- ▶ 災害体制強化のため、防災備品の充実と災害対策本部機能を備えた防災倉庫を整備
- ▶ 災害時、情報収集が困難な方のために、新たな情報発信システムを導入
- ▶ 令和4年度のオープンを目指し、老朽化した中間処理場の整備



<予算:12億8,675万円> 中間処理場完成イメージ

行財政運営分野

効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり

- ▶ より良い行政サービスを維持するため、町税を中心とした自主財源の安定的な確保
- ▶ 公共施設などのサービス水準の維持向上と財政の健全性の両立を図るため、「公共施設等総合管理計画」を更新

<予算:11億1,100万円>

一般会計予算の歳出の主な使いみちは、次のとおりです。

民生費	社会福祉、老人福祉、児童福祉	消防費	吉川松伏消防組合負担金、災害対策費
総務費	総務管理費、税務執行、各OAシステム管理	公債費	過年度借入れの返済
教育費	学校管理費、公民館費、学校給食センター費	土木費	道路整備、下水道事業補助金
衛生費	ごみ収集委託、東埼玉資源環境組合分担金		

(単位:万円)

特別会計予算

特別会計の名称	令和3年度	令和2年度	増減額(増減率)
国民健康保険特別会計	327,846	330,648	△2,802 (△0.8%)
農業集落排水事業特別会計	858	891	△33 (△3.7%)
介護保険特別会計	205,781	205,590	191 (0.1%)
後期高齢者医療特別会計	37,521	36,870	651 (1.8%)
合計	572,006	573,999	△1,993 (△0.3%)

企業会計予算

企業会計の名称	令和3年度	令和2年度	増減額(増減率)
下水道事業会計	80,716	84,900	△4,184 (△4.9%)

新型コロナウイルスワクチン接種

高齢者への接種券の発送は4月下旬以降となります！

問合せ 予約相談窓口 ☎0570-001-503

広報3月号の折り込みで「高齢者(65歳以上)の方には「接種券(クーポン券)」を3月下旬から発送する予定です」とお知らせしましたが、ワクチンの供給が遅れているため、4月下旬以降になる見込みです。ワクチン接種に関する状況が日々変化していますので、予約開始時期や接種開始時期など国から示されましたら、町ホームページや広報等でお知らせしますので、ご確認ください。

ご予約は接種券が
お手元に
届いてから！

接種順位と接種券の配布、予約までの流れ

▼4月下旬以降順次

高齢者(65歳以上)	接種券配布	予約	ワクチン接種
上記以外の者	接種券配布	予約	ワクチン供給量等を踏まえ順次

- ・ 接種券については、ワクチンの供給量に応じて、さらに年齢を分けて発送する場合があります。
- ・ 基礎疾患がある方は、主治医とよくご相談の上、接種可能な場合はご予約ください。
- ・ 住民票の所在地以外で受けられる場合があります(特別な事情がある方のみ。)ので、詳細は、予約相談窓口にご連絡ください。

新型コロナウイルスワクチンに関する相談先について

相談内容	相談先
接種手続き等の一般的な相談 例:接種券を紛失したがどうしたらよいか、 町内の接種会場はどこか等	松伏町新型コロナウイルスワクチン接種予約相談窓口 (平日8:30~17:15) ☎0570-001-503
医学的知見が必要となる専門的な相談など 例:接種後3日経っても腫れているが受診した方が 良いか等	埼玉県専門相談窓口 (24時間対応、土・日曜日及び祝日を含む) ☎0570-033-226
コロナウイルスワクチン施策の在り方等に 関する問合せ	厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター (9:00~21:00、土・日曜日及び祝日を含む) ☎0120-761770(フリーダイヤル)
聴覚障がいの方向けの相談窓口	厚労省 FAX 03-3581-6251 厚労省メールアドレス:corona-2020@mhlw.go.jp 埼玉県 FAX 048-830-4808 松伏町 FAX 048-227-2567

ワクチン接種専用タクシー券の配布について

新型コロナウイルスワクチンの接種を円滑に実施できるように、高齢者等へワクチン接種専用タクシー券を配布します。接種券(クーポン券)に同封しますので、ぜひご利用ください。

【対象者】 ①65歳以上の高齢者 ②福祉タクシー利用券の対象者
※①又は②のいずれかで対象となります。※②で65歳未満の方はいきいき福祉課で配布します。

【配布枚数】 500円券を4枚(総額2,000円分)

【利用期間】 令和4年3月31日(木)まで

【注意事項】 ・一回の乗車で一人1枚使用可 ・お釣りは出ません。 ・譲渡不可

松伏町内で結婚生活をスタートする新婚世帯に、住居費や引っ越し費用などの一部を助成します。

▶こんな費用を助成します

【住居費】松伏町内の物件の取得費・賃料・共益費・敷金・礼金・仲介手数料

【引っ越し費用】婚姻に伴う引っ越しに対する運送業者への支払い

▶対象となる世帯は令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦で、次の要件をすべて満たす世帯

- ・前年(4月又は6月申請は前々年)の夫婦の合計所得が400万円未満
所得は、収入から必要経費を除いた金額です。詳細は町ホームページを参照してください。
※夫婦の双方又は一方が申請時に無職の場合、離職した方については所得なしとして算出します。
- ・補助金の交付申請時に夫婦ともに39歳以下
- ・対象となる住居の住所へ夫婦の双方又は一方が転入又は転居届を提出し、受理されている方
- ・暴力団員による不当な行為の防止法に関する法律に規定する暴力団の構成員ではない方
- ・補助金の交付から3年以上松伏町に居住する意思のある方
- ・過去にこの補助金の交付を受けていない方

▶補助金上限額 1世帯当たり 夫婦いずれかの年齢が39歳以下の場合30万円
夫婦双方の年齢が29歳以下の場合60万円

※申請書に添付の領収書の金額が上限額未満の場合は、領収書の金額です。

▶交付申請について 申請期限 令和4年3月31日(木)

申請場所 すこやか子育て課 申請書類 町ホームページ、申請窓口で配布



令和3年度高齢者タクシー利用券・高齢者バス利用券を交付

問合せ いきいき福祉課 高齢介護担当 ☎991-1882

高齢者の方への生活支援と社会参加の促進を図るため、タクシー利用券又はバス利用券のいずれかを交付します。申請時にどちらかを選んでください。

▶対象者 令和3年度中に75歳以上となる一人暮らしの方及び75歳以上の方のみの世帯に属する方。
福祉タクシー券の交付対象者は除きます。

▶申請方法 申請期間 4月1日(木)～令和4年3月31日(木) 申請場所 いきいき福祉課及び北部サービスセンター

▶助成内容

本人又は家族等代理の方からの申請後、要件を確認し、その当日に窓口で交付します。

▶利用方法

- ・使用目的に制限はありません。
- ・交付を受けた利用者本人に限り利用券を使用することができます。
- ・1回の乗車につき、1枚の利用券を使用してください。タクシーに複数人が同乗する場合は、各人1枚ずつ使用可能です。
- ・使用目的に制限はありません。

	交付枚数
タクシー	一人年間16枚(1枚500円)
バス	一人年間32枚(1枚200円)

	利用できる町指定の事業者
タクシー	松伏交通(有)、飛鳥交通(株)(旧松栄川元交通(株))、ライト福祉サービス(株)、ユタカ介護サービス、みどりの丘介護タクシー、民間救急・介護タクシーすまいる
バス	茨城急行自動車株式会社(茨急バス)、株式会社ジャパンタローズ(タローズバス)

令和3年度福祉タクシー利用券を交付

問合せ いきいき福祉課 障がい福祉担当 ☎991-1887

- ▶対象者 身体障害者手帳1～3級、4級(下肢のみ)の方
療育手帳④、A、Bの方
- ▶助成内容 福祉タクシー利用券(初乗り料金分×最大18枚)
- ▶持ち物 身体障害者手帳又は療育手帳、印かん
- ▶申込み 4月1日(木)からいきいき福祉課へ。

人間ドック受診料を助成します

問合せ 住民ほけん課
 国保年金担当 ☎991-1868
 後期高齢者医療担当 ☎991-1884

松伏町国民健康保険の被保険者の方

- ▶対象/次の要件に全て該当する方
 - ・受診申請日及び受診日に松伏町国民健康保険に加入している方
 - ・人間ドックの受診日に35歳以上の方
 - ・国民健康保険税を完納されている方
 - ・人間ドックの助成を受ける年度内に特定健康診査を受診していない及び受診する予定がない方
 - ・受診結果を国へ統計資料として提供することに同意していただける方
- ▶定員/150名(申込み順)
- ▶助成額/人間ドックに要した費用の7割とし、21,700円を限度とします。
- ▶申込み/①国民健康保険証②免許証などの本人確認書類③特定健康診査受診券(お持ちの方)を持参の上、国保年金担当へお申し込みください。
- ※受診票等を発行しますので、必ず人間ドック受診前にお申し込みください。(受診後の申請は受け付けできません)。
- ▶申請/人間ドック受診後1か月以内に①国民健康保険証②人間ドック検診結果表③領収書(「人間ドック」と記載があるもの)④預金通帳(助成金振込口座)を持参の上、国保年金担当に申請してください。
- ▶注意事項/同一年度に人間ドックの助成と特定健康診査の受診はできません。

後期高齢者医療保険の被保険者の方

- ▶対象/次の要件に全て該当する方
 - ・松伏町に住民票がある又は松伏町から県外の介護施設等に入所している方(住所地特例適用)
 - ・後期高齢者健康診査(集団検査)を受診していない及び受診する予定がない方
 - ・後期高齢者医療保険料を完納されている方
- ▶定員/30名(申込み順)
- ▶助成額/人間ドックに要した費用(100円未満の端数がある場合は切り捨て)とし、20,000円を限度とします。助成は1人につき同一年度中(4月～3月)に1回限りです。また、転入前の市区町村で助成を受けた場合や他の制度により助成を受けている場合には、助成を受けることができません。
- ▶申込み/受診前に電話で後期高齢者医療担当(☎991-1884)へお申し込みください。
- ▶申請/人間ドック受診後1か月以内に①後期高齢者医療保険証②人間ドック検診結果表③領収書(「人間ドック」と記載があるもの)④預金通帳(助成金振込口座)を持参の上、後期高齢者医療担当へ申請してください。

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性の皆さんへ

風しんの抗体検査を受けましょう ～あなた自身と周りの人を守るために～

問合せ 保健センター ☎992-3170・3100

有効期限は令和4年2月28日(月)まで!

風しんの追加的対策事業は、公的に風しんの予防接種を受ける機会がなく、他の世代に比べて風しん抗体保有率が低い【昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性】を対象に、無料で抗体検査を実施しています。

松伏町では令和3年度の風しん追加的対策事業について次のとおり実施します。

対象	クーポン券	有効期限
昭和37年4月2日～ 昭和54年4月1日生の男性	昨年、一昨年にクーポン券を送付しました。 ※クーポン券の有効期限を延長します。	令和4年2月28日(月)まで ※お早目に受診してください

▶内容・利用方法

抗体検査を行い、予防接種をする必要があると判定された方のみ風しんワクチンを接種します。利用される際は、クーポン券(台紙から剥がさずに持参)と保険証を忘れずにお持ちください。

	全国の医療機関	職場健診	特定健診(町国保のみ)
抗体検査	○	○	○
予防接種	○	—	—

いずれも
費用は無料

▶その他

- ・転出された場合は、町のクーポン券は利用できませんので、転出先へご相談ください。
- ・クーポン券を紛失された方は、保健センターで再発行申請手続きが必要です(持ち物:印かんと本人確認書類)。

毎日の行動宣言

～新たなスタートとともに～



鈴木 勝

ラジオを聞いていると「元気の秘訣は？」という問いに対して、「今日も一日元気に働くぞと声を出して起きる。」と答えた視聴者がいた。

発した言葉には、不思議と力が働き、その言葉通りになることがある。これを言霊(ことだま)と言い、古代にはその力が信じられていた。

さらに言葉に出して実現させる力を湧き立たせる「有言実行」という四字熟語もある。

心の中だけで思っただけでも相手に伝わらないだけでなく、自分自身の行動にもつながらないのである。その最たる例が「ありがとう」という感謝の言葉である。

私も布団から起き上がるときに「今日も良い一日にするぞ！」と声に出して起き上がるようにした。すると、不思議と一日が予定通りにこなせる割合が増えたと感じる。

4月は進級、進学、就職、職場の異動など新たな出会いと始動の季節です。より良いスタートを切るために、自分の行動や予定を声に出して宣言してみよう。マイナスな言葉は決して良い効果を生み出さない。プラスな言葉で一日を始めてみよう！



おじいちゃん

問合せ 教育文化振興課 ☎991-1873
企画財政課 ☎991-1815

わたしの家には、おじいちゃんとおばあちゃんがいます。お母さんがしごとをしているので、わたしは、赤ちゃんのころからずっと、おじいちゃんとおばあちゃんのお世話になってきました。

わたしがびょう気になった時、びょういんにつれて行ってくれたこともあるそうです。

ようち園のころは、毎日バスまでおくってくれたり、むかえにきたりしてくれました。

夏には、「海でおよぐと体がじょうぶになるから。」と言って、とまりがけで海水よくにもつれて行ってくれました。

わたしは、毎年このりょ行がとても楽しみでした。ずっと元気だったおじいちゃんがびょう気になってから、ゆびがふじゆうになってしまいました。歩く時

「新しい生活様式」での巣ごもり消費に乗じた悪質商法などが増えています

事例1 行政機関や宅配業者などの大手企業のなりすまし

行政を騙った「給付金詐欺」や企業を騙りメールなどで個人情報を出す「フィッシング詐欺」が発生

→ 電話・メールの差出人を十分に確認しましょう。不明なメールに添付してあるURLから個人情報を入力してはいけません。

事例2 身に覚えのない商品の送り付け

マスクなど頼んでいない商品を送り付けられるトラブルが発生

→ 慌てて事業者に連絡せず、使用しないで保管し、14日間経って処分しましょう。

事例3 インターネット通販トラブル

ネット広告を見て注文したら「商品が届かない」「お試しだと思ったら定期購入だった」などのトラブルが多発。また不正に個人情報を抜き取る偽ショッピングサイトも

→ サイトのURLや規約など十分確認しましょう。

トラブルにあった、不安に思った場合は消費生活センターへご相談ください。

ひとりで悩まず すぐ相談！

消費者ホットライン

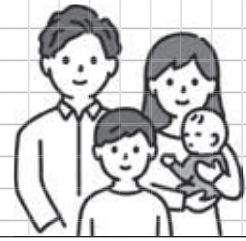
188 局番なし

松伏町消費者生活センター

又は ☎991-1854

子育てインフォメーション

妊娠期から子育て期に役立つ、子どもの成長に合わせた子育て支援の情報をお届けします。
子育てがもっと楽しくなるヒントがあるかもしれません！



松伏町地域子育て支援センター

松伏2428-1 ☎990-9010
開所日/月～金曜日(祝日を除く)
開所時間/10:00～15:00 予約制(未就園児)

北部地域子育て支援センター

築比地674-2 (農村トレーニングセンター) ☎080-5179-1866
開所日/月・水・金曜日(祝日も開所)
開所時間/10:00～15:00 予約制(未就園児)

「ほめほめ講座」 講師：すこやか子育て課
4/23(金)・30(金)・5/7(金)10:10～11:30(全3回)
対未就園児の保護者 定4名 費無料
申受付中 4/13(火)まで

「赤ちゃんの悩み大相談会」 講師：染谷 修子
5/28(金)10:10～11:30
対未就園児の保護者 定5名 費無料
申4/28(水)から5/18(火)まで

「ママの為にピラティス①」 講師：秦 美保子
4/19(月)10:10～11:30
対未就園児の保護者 定5名 費無料
申受付中 4/9(金)まで

「絵本でほっこり子育て講座」 講師：あいのみ文庫
5/26(水)10:10～11:30
対1歳以上の親子 定5組 費無料
申4/26(月)から5/17(月)まで



《支援センターの講座の申込みについて》

今年度より講座の申込みが抽選制に変更になりました。それぞれの講座の申込みは締め切りまでに各センターに電話か来所にてお願いします。開催日の1か月前の9:30より受付開始になります。申込開始日が休館日の場合、翌開館日になります。
※会場は各子育て支援センターです。受講の際、託児あります。

親子サロン(予約制)

外前野記念会館「ハーモニー」
入退室自由 10:00～11:30

・4/13(火) 申受付中 ・5/11(火) 申4/20(火) 9:30～
お外遊びを中心に、自由に楽しく過ごしています。
スタッフによる絵本の読み聞かせや手遊びの紹介もあります。
対・定町内在住の親子(未就園児)13名 費無料
申松伏町地域子育て支援センター ☎990-9010



児童館ちびっ子らんど

松葉1-6-3 ☎993-0202
休館日/5日(月)
開館時間/9:30～18:00

◆おもちゃの病院

トイドクターがみなさんの大切なおもちゃを診察してくれます。
壊れたおもちゃがご家庭にある方はどうぞお持ちください。
申4/9(金)10:00～11:50(11:30まで受付)
※混雑時は個数制限する場合があります。

◆ガーデニングクラブ ～児童館で花や野菜を育てよう～

申第1回 4/24(土)10:45～11:45
9月までの期間で全6回を予定しています。
場児童館敷地内 対小学生～ 定10名(申込み順)
申受付中(電話申込み可) 4/17(土)締切

◆母の日工作教室 ～母の日のプレゼントを作ろう!～

申5/8(土)10:40～11:40 内吊るして飾る花器を作ります
対小学生 定10名(申込み順) 費100円(材料代)
申4/10(土)9:30～(電話申込み可)



町内の幼稚園・保育所(園)・認定こども園

イベント情報 ※その他にイベントがある場合がありますので、各施設へお問い合わせください。

施設名	イベント名	日時	その他
たから幼稚園 ☎991-2828	園庭開放 大型遊具で遊びましょう	4/16(金)、21(水)、23(金)、28(水) いずれも15:00~16:00	☎親子でどなたでも
	令和3年度 きらら☆ルーム ※お子様のみで通う未就園児教室です。	5月よりスタート(随時入会受付中)	☎2歳児(H30.4.2~ H31.4.1生まれのお 子さん) ※見学可
認定こども園 みどりの丘 こども園 ☎991-2277	園庭開放【要予約】	4/21(水)10:30~11:50	☎未就園児親子 定5組
	こいのぼり製作【要予約】	4/28(水)10:30~11:50	☎未就園児親子 定5組

小児慢性特定疾病児童への日常生活用具の給付

☎すこやか子育て課 ☎991-1876

小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行います。

【対象者】 埼玉県から小児慢性特定疾患医療券(受給者証)の交付を受けている児童

【用具の種類】 便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子(電動以外の場合)、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー(吸入器)、パルスオキシメーター、ストーマ装具(消化器系)、ストーマ装具(尿路系)、人工鼻

【費用負担】 同一世帯全員の所得状況に応じ、一部費用の自己負担があります。

【条件】 在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具を必要とする児童のうち、他の法律等で用具給付制度を利用していない者。

令和3年度就学援助費制度

☎・☎教育総務課 ☎991-1807

小・中学生のいるご家庭で、次のいずれかの要件に該当する保護者に就学費用を援助します。

【要件】 ①生活保護は受けていないが、援助を必要とする状況にある保護者 ②世帯が非課税等、経済状況がよくないと教育委員会が認めた保護者 ※昨年度に就学援助の認定を受けた方や新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を受けた方も、毎年度申請手続きが必要です。

【援助する費用】 学用品費、通学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費など

【必要なもの】 印かん(認印)、振込先口座の通帳又はカード(町内金融機関のもの)

・4月8日(木)から30日(金)までの申請は4月認定となります。

・5月6日(木)から令和4年2月28日(月)までの申請は翌月の認定となります。

進学準備資金の貸付に利子補給

☎・☎教育総務課 ☎991-1807

☎次の全てに該当する方

- ① 松伏町に住民登録していて、現に町内に在住している保護者
- ② 高等学校及び大学等に進学することが確実である者の保護者
- ③ 独立行政法人日本学生支援機構及び埼玉県社会福祉協議会の生活福祉資金制度等の就学資金の貸付けを受けていない者
- ④ 町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を完納している者(納期限が到来しているものに限る)

※昨年度に認定を受けた方も、毎年度申請手続きが必要です。

【利子補給額】 支払利子の総額(上限5,000円)

【必要書類】 進学準備資金貸付決定通知書の写し、貸付償還予定表の写し、在学証明書





保健センターからのお知らせ

松伏町大字松伏428 ☎992-3170・4323

※各種事業において、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては中止する場合があります。

不妊検査費・不育症検査費
又は不妊治療費の
一部を助成しています

乳幼児健診 4月



- 4か月児 (令和 2年12月生) 28日(水)
- 9か月児 (令和 2年5・6月生) 7日(水)
- 1歳8か月児 (令和 元年 8月生) 21日(水)
- 3歳4か月児 (平成29年12月生) 14日(水)

※1歳8か月児健診及び3歳4か月児健診では、希望者にフッ素塗布を行います。受付 13:15~14:00

※対象の方には通知を送付しています。

9か月児健診で歯ブラシプレゼント！

離乳食個別相談会 要予約

4月27日(火)9:20~11:20 定員6名



無料相談

こころの相談 (要予約) ☎992-3490

4月5日(月)9:00~12:00
不安・不眠・イライラ等でお困りの方

栄養相談 (要予約) ☎992-3170

4月7日(水)、5月12日(水) いずれも9:00~11:00
子どもから大人まで栄養に関すること

健康 (育児) 相談 ☎992-3170

4月7日(水)、5月12日(水) いずれも9:30~11:00
健康相談: 血圧測定、尿検査、生活習慣病予防に関する
こと
育児相談: 身長・体重の測定、育児の悩みに関すること

令和3年度高齢者肺炎球菌ワクチン対象者について

▶対象 今までに肺炎球菌ワクチンを接種したことがない下表の方

対象		案内通知等
65歳	昭和31年4月2日生~昭和32年4月1日生	ハガキで通知します。
70歳	昭和26年4月2日生~昭和27年4月1日生	接種を希望される方は、保健センターへご相談ください。
75歳	昭和21年4月2日生~昭和22年4月1日生	
80歳	昭和16年4月2日生~昭和17年4月1日生	
85歳	昭和11年4月2日生~昭和12年4月1日生	
90歳	昭和 6年4月2日生~昭和 7年4月1日生	
95歳	大正15年4月2日生~昭和 2年4月1日生	
100歳	大正10年4月2日生~大正11年4月1日生	
接種時に満60歳~満65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級を所持している方		

- ▶接種期間/4月1日~令和4年3月31日
- ▶接種回数/生涯1回接種
- ▶費用/3,000円(ただし、生活保護受給者は無料)
- ▶接種場所/町内の指定医療機関
- ※町外で接種を希望される方は、事前に保健センターへご相談ください。
- ※新型コロナウイルスワクチンとの接種間隔は13日以上あけることとなっています。接種日程を決める際にご注意ください。

家族のつどいに参加してみませんか

町では、主に統合失調症の方のご家族を対象に、情報交換や親睦を深めることで支えあい、ご家族自身が元気になるための場『家族のつどい』を開催しています。

「病気を理解し、どのように接していくのか」、日ごろ困っていることや普段話せない悩みを話してみませんか？

☑松伏町在住の患者さんのご家族

📍保健センター

【実施回数】年3回

※「家族のつどい」の案内を希望される方は、保健センターにご連絡ください。



気軽に

ノルディックウォーキング

4月~9月までのノルディックウォーキングは新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して中止となります。

そのため、保健センターにてノルディックウォーキング用のポール貸出を検討しています。詳細については5月の広報に掲載予定です。

生涯スポーツ

生涯学習

多世代交流学習館 メロディー
☎991-2338

休館日:5日(月)・12日(月)・19日(月)・26日(月)

図書貸出休止日 上記休館日



今月の新着図書

- ・ひとり暮らしで知りたいことが全部のってる本 主婦の友社 編
- ・キッチンからはじめる再生栽培 原 由紀子 監修
- ・鼠、十手を預かる 赤川 次郎 著
- ・ぼく、仮面ライダーになる！ セイバー編 のびみ 作

おはなしランド

☎4月10日、24日

いずれも土曜日14:00～15:00

☎2階多世代交流ホール

☎無料。直接会場へ。

作って遊ぼう

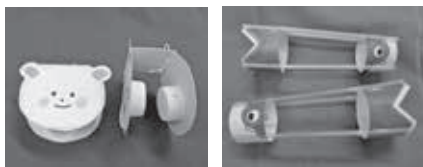
☎4月10日

「ペットボトルのキャップで動物カスタンネット」(写真左)

4月24日

「空飛ぶこいのぼり」(写真右)

いずれも土曜日 15:00～15:30



☎2階多世代交流ホール

☎無料。直接会場へ。

子ども読書の日

読書に関するイベントを開催します。皆さんのお越しをお待ちしています。

▶読み聞かせ・しおり作り

- ☎4月29日(木・祝)
13:00～14:00 読み聞かせ・手遊び
14:00～15:30 しおり作り
- ☎2階研修室 ☎無料
▶手作り大型紙芝居展示
- ☎4月23日(金)～5月12日(水)
休館日を除く
- ☎1階ホール
- ☎多世代交流学習館

母の日プレゼント講習会

アーティフィシャルフラワー(造花)を使って、ボックスアレンジを作り、日頃の感謝を込めてプレゼントしませんか？

☎5月8日(土) 9:30～11:30

☎2階多世代交流ホール

☎小学1～6年生

☎8名(申込み順) ☎600円

☎持筆記用具

☎・☎4月24日(土)

9時から多世代交

流学習館へ

(電話申込み可)



中央公民館

☎992-1321

中央公民館は、新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用します。公民館利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

休館日:5日(月)・12日(月)・19日(月)・26日(月)

※14日(水)は設備点検のため臨時休館

図書貸出日 毎週水曜日、土曜日



今月の新着図書

- ・ばあさんは15歳 阿川 佐和子 著
- ・犬がいた季節 伊吹 有喜 著
- ・超かんたん！ はじめてのスマホ決済 和田 由貴 監修
- ・ふしぎ駄菓子屋銭天堂4～12 廣嶋 玲子 著

・赤ちゃんのふしぎ科学ずかん

高橋 孝雄 監修

B & G海洋センター

☎992-1291

休館日:5日(月)・12日(月)・19日(月)・26日(月)

気楽に遊び体

☎4月10日(土)9:00～11:00

☎1階アリーナ

☎どなたでも(1人でも可)。☎無料

☎持運動のできる服装、体育館シューズ

【今月の種目】

さいかつぼーる、ミニテニス、吹き矢(スポーツ)ほか。

【主催・指導】松伏町スポーツ推進委員

☎B & G海洋センター

トレーニング講習会(要予約)

☎4月25日(日) 13:30～1時間程度

☎2階トレーニングルーム

☎内エアロバイク・多目的マシンの使用方法(要予約)

☎・☎16歳以上の方10名(申込み順) ☎無料 ☎・☎4月21日(水)

までにB & G海洋センターへ(電話、代理人による申込み不可)。

令和3年度スポーツ安全保険のご案内

公益財団法人スポーツ安全協会では、令和3年度スポーツ安全保険の加入受付を行っています。

☎スポーツ活動や文化活動などを行う4名様以上の団体

【対象となる事故の範囲】

団体管理下での活動中(国内)と団体活動への往復中の事故など

【掛金】中学生以下800円・1,450円・11,000円 高校生以上800円～11,000円

※活動内容により異なります。

【保険期間】

4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

【補償内容】傷害保険・賠償責任保

除・突然死葬祭費用保険

※加入区分により補償金額は異なります。
 ①郵便窓口で振込後、払込受付証明書を貼付した加入依頼書をスポーツ安全協会埼玉支部へ郵送する。
 ※詳しくは「スポーツ安全保険のしおり」をご覧ください。

【配布場所】B&G海洋センター又は、公益財団法人スポーツ安全協会
 ①公益財団法人スポーツ安全協会埼玉県支部 ☎048-779-9580

総合型地域スポーツクラブ
 「マッピー松伏」

- ①健康ヨガ(9:40～)
 ④4/11(日)、18(日)、24(土)
- ②バランスボール教室(11:30～)
 ④4/6、20 いずれも火曜日
- ③エンジョイ・ダンス(9:40～)
 ④4/7、14、28 いずれも水曜日
- ④絵手紙教室(10:00～)
 ④4/8、22 いずれも木曜日
- ⑤ケンコー体操教室(11:30～)
 ④4/9、16、23、30 いずれも金曜日
- ⑥ケンコー吹き矢(13:30～)
 ④4/9、23 いずれも金曜日
- ⑦体幹トレーニング(11:00～)
 ④4/10(土)
- ⑧ピラティス教室
 ④4/3、17 いずれも土曜日
 11:00～女性専用
 12:00～男性又はご夫婦クラス

場B&G海洋センター

①16歳以上の方
 費300円(保険代など)。マッピーメンバーシップカードの割引適用あり。

マッピー軟式庭球部

④4/14、21、28
 いずれも水曜日 11:00～13:00
 場松伏記念公園テニスコート
 ①60歳以上の男性
 費300円(保険代など)。マッピーメンバーシップカードの割引適用あり。

- ①実施日に開催会場で直接申込み
- ②B & G海洋センター

教育文化振興課
 ☎991-1873

松伏町文化協会に入りませんか

随時新規サークルの入会をお待ちしています。

松伏町文化協会では毎年11月上旬に松伏町民文化祭を開催し、ダンスに歌声の披露、作品の展示等を行っています。一緒に文化祭を盛り上げましょう！

また、文化協会加盟の連合会又は単位団体が行う事業については、年度内一回に限り事業補助金の交付を行っております。(連合会20,000円、単位団体5,000円)

①松伏町文化協会事務局(教育文化振興課内)

松伏町子ども会育成会連絡協議会に加盟しませんか

町内の子ども会の皆さん、松子連に加入して、一緒に楽しみませんか。

【募集対象】

子ども会として活動している団体
 ※町内在住の児童と指導者(成人)により構成されていること。

※一緒に活動する幼児(0歳～5歳)も加入できます。ただし、保護者の加入も必要です。

【年会費】1人140円

※全国子ども会安全共済会加入費です。加入すると松子連主催事業以外の単位子ども会独自の活動も保険の対象となります。

※松子連開催事業への参加費は別になります。

【申込期間】随時

【開催予定事業】夏休み親子映画会、松子連体験ツアー(工場見学や体験学習等)、子どもかるた大会(彩の国

21世紀郷土かるた松伏予選会)

※各事業に優先枠があります。

①松伏町子ども会育成会連絡協議会事務局(教育文化振興課内)

ジュニアリーダー会員募集!

幼稚園・保育園児、小学生と一緒に遊ぶことやイベント企画、ボランティアに興味のある中高生の皆さん、ジュニアリーダーに登録して子どもたちと楽しく活動しませんか?

【資格】町内在住又は在学の中学生・高校生

【年会費】500円(保険料など)

※イベントごとに別途集金することもあります。

①教育文化振興課にて登録用紙を配布しています。必要事項を記入の上、年会費を添えてお申し込みください。

②松伏町ジュニアリーダー連絡協議会事務局(教育文化振興課内)

『松伏町史 資料編 原始・古代・中世』刊行

これまでに町内で行われた遺跡発掘調査の全概要や、町所在または町にゆかりのある戦国時代までの古文書や石塔を紹介する本『松伏町史 資料編 原始・古代・中世』を刊行します。ぜひお買い求めください。

【発売日】4月12日(月) 9:00～

【発売場所】教育文化振興課

【価格】4,000円(税込)

【体裁】B5版 1,000ページ

①発売日は予定ですので、事前にお電話にてお問い合わせください。



広告

**まつぶし出前講座
「町民編」町民講師を募集！**

まつぶし出前講座とは、町民の皆さんの自主的な学習の場です。町民が講師となり実施する「町民編」と、町職員が講師となり実施する「役場編」があります。

この度、まつぶし出前講座冊子の改訂（6月末発行予定）に伴い、新たに講師となっていた方方を募集しています。

皆さんの活動や経験、特技などの得意分野を活かす絶好の機会です！ボランティア講師として活躍しませんか。

※出前講座の受付については新型コロナウイルス感染拡大状況により停止している場合があります。

【講師登録対象者】町内在住、在勤、在学の方

【報酬】ボランティア講師として活動するため、無報酬となります。

【講座内容】ご自身の知識や得意分野を活かす講座を実施するものです。

【改訂冊子への掲載】

5月14日(金)受付分まで

※締切後も常時募集しています。

申・問教育文化振興課

☎991-1873 FAX991-1902

サークル・団体の催し・募集

金杉ミリオンズ

一緒に野球を楽しむ仲間を募集しています。体験いつでもOK、女の子大歓迎です！

日・土：12:00～16:00

日・祝：9:00～16:00

場金杉小学校 校庭 内野球

対小学1～6年生

費入会金なし

月会費2,000円

申・問はこちらから→



町史編さんだより

○松伏町史編さん事業報告とご協力をお願い

教育委員会では松伏町の原始時代から現代に至るまでの歴史を調査し、『松伏町史』という本にまとめ後世に伝える町史編さん事業を実施しています。現在までに3巻を刊行しています。



考古部会土器撮影準備風景

■事業報告(令和2年9月から令和3年2月開催分)

- ①町史編集委員会(2月 原始・古代・中世編刊行決議書面開催)
- ②考古部会(12月・2月 原始・古代・中世編校正会議)
- ③古代中世部会(9月・11月・12月・1月・2月 原始・古代・中世編校正会議)
- ④近世部会(毎月 近世編章立て協議、史料選択)
- ⑤近現代部会(9月・10月・11月・12月・1月 執筆再分担・内容協議、史料選択)
- ⑥石造物絵馬部会(9月・10月・11月・12月 石造物調査、拓本整理)

■お願い

松伏町史の編さんに役立つため、皆さんが所蔵する古いものの寄贈を受け付けています(寄託・一時預かりでも構いません)。古文書(昭和40年代頃まで)、写真、広報(昭和43年以前)、その他(民具の一部以外)が松伏町史を作り上げます。古文書については、一点ごとに専用封筒に入れて文書名を付記して目録とともにご返却します。

松伏町春季テニス大会参加者募集

日5月9日(日)8:00～(予定)

予備日5月16日(日)

場松伏記念公園テニスコート

種目男子ダブルス・女子ダブルスとも

対町内在住、在勤、在学の方、松伏町テニス協会員

費1組3,000円(町テニス協会員は更に1名につき250円引)

【その他】集合時間、組合せは4月24日(土)以降に連絡します

申・問4月16日(金)までに住所・氏名・電話番号を明記の上、下記のいずれかの方法で申し込みください。

テニス協会村田

✉tennis_association_murata@yahoo.co.jp

テニス協会増田

FAX991-7717

募 集

<町の募集>

健康大学受講生募集

対町内在住60歳以上の方

内書道、生け花、絵手紙、手工芸、舞踊、民謡、太極拳、カラオケ、フォークダンス(各講座月1回開講、日程は申込み時にご確認ください。)

【受講期間】6月～翌年2月 9回(予定)

費無料(※1人3講座まで受講可)

申4月12日(月)から23日(金)まで(土・日曜日を除く)に、郵送又は持参により、いきいき福祉課又は北部サービスセンターへ提出。申込み順ではありません。定員を超えた場合は抽選。詳細はお問い合

広告

わせください。

【申込用紙】北部サービスセンター
又はいきいき福祉課窓口にて配布
☎北部サービスセンター
☎992-1777

**音楽療法による介護予防事業
音楽健康クラブ(前期)
参加者募集!**

音楽療法とは、合唱をしたり、音楽に合わせてリズムを取りながら簡単な運動をしたりすることで、リラックス効果や体力・運動能力の改善を図り、日常生活動作能力の維持や向上が期待できる療法です。音楽療法士や理学療法士の専門家が楽しく指導します。

【開催日時】

4月	21日・28日	7月	7日・21日・28日
5月	19日・26日	8月	18日・25日
6月	2日・16日・23日・30日	9月	1日・15日・22日・29日
いずれも水曜日10:00~11:30			

☎中央公民館2階 201・202研修室

☎町内在住の65歳以上の方

☎75名 ☎無料

☎4月5日(月)から12日(月)までにいきいき福祉課へ(電話申込み可。)

※申込み順ではありません。応募期間終了後に定員を上回った場合4月13日(火)に抽選。抽選に外れた方のみ、電話連絡。

☎いきいき福祉課 ☎991-1882



お知らせ

<町のお知らせ>

行政説明会を中止します

令和3年度行政説明会は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止します。

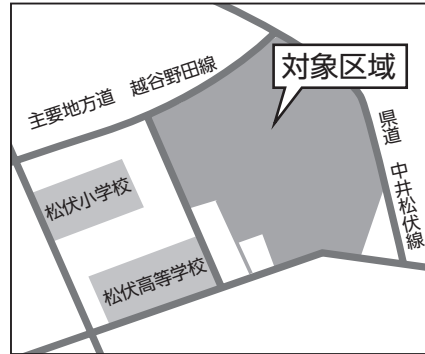
なお、説明会資料(令和3年度予算の概要)は各自治会に郵送させていただきます。

また、説明会資料は町ホームページでも閲覧できます。

☎総務課 ☎991-1893

新しい大字は「田島南」

埼玉県企業局と町が共同で整備している松伏田島産業団地の区域の大字名が変わりました。令和3年4月1日より同区域については、従来の「大字松伏」「大字田島」のそれぞれの一部を廃止し、新しく「田島南」となりました。



☎新市街地整備課 ☎991-1814

**令和3年度
後期高齢者医療保険料の特別
徴収(年金天引き)について**

【新たに特別徴収が始まる方】

4月から特別徴収が始まる方には2月中旬に「特別徴収開始通知書(仮徴収)」を送付しました。6月から特別徴収が始まる方には4月下旬に、8月から特別徴収が始まる方には6月下旬に送付する予定です。

なお、4・6・8月の保険料額は、前年度の保険料をもとに仮算定したものです。

【昨年度から引き続き特別徴収で納めていただく方】

4・6・8月分の保険料額は、昨年7月に送付した「特別徴収開始通知書(本徴収)」にてお知らせしています。

☎住民ほけん課 ☎991-1884

**引越しの際は
住所の異動手続きを忘れずに!**

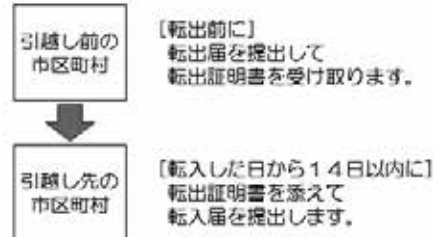
入学・就職・転勤等による引越しで住所を異動される方は、市区町村窓口での住民票の異動届(転出届・転入届・転居届など)と「マイナンバーカード(個人番号カード)」、「住民基本台帳カード」の住所変更の届出を行ってください。

住民票の住所の異動届は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続

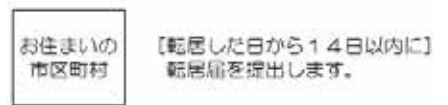
きです。

また、本人確認書類となる「マイナンバーカード」の住所は最新のものにする必要があります。転入届提出時に「マイナンバーカード」もお持ちください。

他の市町村に転出・転入される場合



同一の市町村内で転居される場合



☎住民ほけん課 ☎991-1866

**国民健康保険被保険者証の
枝番記載について**

令和3年3月より、マイナンバーカードによるオンライン資格確認が開始されたことに伴い、保険証を個人単位化するため、令和3年3月以降に新たに発行する保険証から、個人を識別するための2桁の枝番が印字されます。

なお、すでに交付されている保険証は、有効期限まで引き続き使用可能です。

☎住民ほけん課 ☎991-1868

保養施設のご利用について

町では、加入者の健康保持増進を図る目的から、ホテル・旅館などの契約保養施設の利用料を助成しています。ご家族の旅行などにご利用ください。

※指定保養所リストは窓口にて配布
☎国民健康保険又は後期高齢者医療保険の被保険者

【助成金額】年間1泊に限り
大人2,500円 子供1,500円

【申請方法】事前申込制のため、必ず利用日の5日前までにお手続きください。

※いかなる場合でも、利用後の申請は受付できません。

☎住民ほけん課
☎991-1868(国民年金担当)
☎991-1884(後期高齢者医療担当)

住宅用太陽光発電設備の 設置費用を補助します

地球温暖化の防止及び再生可能エネルギーの導入促進を図るため、既存の住宅に住宅用太陽光発電設備を設置する方に補助します。

【申請受付開始日】4月7日(水)

【補助金の対象となる方】

既存の一戸建て住宅に太陽光発電設備を設置し、当該住宅に自ら居住し、自ら電力会社と電力供給契約を締結する個人の方。

【交付の条件】

▶財団法人電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けている設備を設置すること。

▶太陽光発電設備を設置する建築物及び建築物の敷地等に、都市計画法及び建築基準法等の法律違反がないこと。

※対象や交付について、その他条件がありますので詳細はお問い合わせください。

【補助件数】20件

【補助額】1件あたり50,000円

☎環境経済課 ☎991-1839

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者は自己の所有する固定資産について、課税台帳(名寄帳)の写しを受け取ることができます。また、借地人・借家人は借地・借家物件のみの価格等が記載されている課税台帳の写しを受け取ることができます。

☎通年 8:30~17:15(土・日・祝日は除く) 場 税務課

●縦覧期間中(4月1日(木)~5月31日(月))は無料(ただし、期間外は所有者毎に100円及び借地人・借家人は縦覧期間にかかわらず土地5筆・家屋5棟毎にそれぞれ300円)

【閲覧できる方】固定資産税の納税義務者(同一世帯の親族を含む)・代理人、借地人・借家人(借用にかかる固定資産のみ)

持 本人確認書類、委任状(代理人の場合)、借地・借家契約書(借地人・借家人の場合)

☎税務課 ☎991-1831

土地や家屋の価格の縦覧制度

固定資産税の納税者は、自己の所有する土地・家屋の固定資産評価額が適正かを、縦覧帳簿に記載されている町内の土地・家屋の固定資産評価額と比較できます。

なお、縦覧の主旨である価格の比較という観点から、所有者に関する情報は一切掲載しておりません。

☎4月1日(木)~5月31日(月) 8:30~17:15(土・日・祝日は除く)

場 税務課 ●無料

【縦覧できる方】固定資産税(土地及び家屋)の納税者(同一世帯の親族を含む)・代理人

持 本人確認書類、委任状(代理人の場合)

☎税務課 ☎991-1831

農業用排水路の維持管理費の 一部を補助します

【補助対象団体と対象活動】

農業団体や地域の団体等が農業用排水路の「泥上げ」に要する経費(ただし、最低100m以上を実施する活動が対象)

【補助金額】1m当たり150円(ただし、1団体当たり1年度につき3万円限度)※補助金は予算の範囲内で交付します。

【申請方法】申請書に必要な事項を記入し、事業計画書を添付して環境経済課へ提出してください。

☎環境経済課 ☎991-1853

重度心身障がい者医療費の 請求について

受給資格をお持ちで医療費を請求されていない方は、請求手続きをしてください。

請求期限は、医療費を支払った日の翌日から5年以内です。医療保険から療養費の給付を受けた、はり・きゅう・マッサージ、治療用装具の自己負担分も対象です(療養費の決定通知等が必要な場合があります)。

持 ①身体障害者手帳1~3級の方 ②療育手帳A、A、Bの方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の方 ④後期高齢者医療の障害認定を受けている方

※平成27年1月1日以降に、65歳以上で新たに上記の等級の障害者手帳を交付された方は対象外です。

※精神障害者保健福祉手帳の交付による当制度の登録者は、精神病床への入院にかかる医療費は支給対象外です。

※平成31年1月1日以降に新規に資格を取得した方は、所得により支給停止となることがあります。

持 請求書(いきいき福祉課で配布)、医療費の領収書

☎いきいき福祉課 ☎991-1877

令和3年4月から 国民年金保険料が変わります

令和3年度の国民年金保険料は月額16,610円になります。

日本年金機構より送付される納付書で、金融機関又はコンビニエンスストアで納付ができます。また、便利な口座振替やクレジットカードでも納付することができます。なお、まとめて前払いすると割引が適用されます。

☎住民ほけん課 ☎991-1870

国民年金学生納付特例制度

【学生納付特例制度について】

学生の方も20歳になった時から、国民年金に加入し保険料を納めることとなります。しかし、本人の前年の所得が一定以下の方で納付することが困難な場合は、在学期間中の保険料が猶予される「学生納付特例制度」を申請により受けることができます。国民年金を未納のまま放置しておくと、加入中に発症した病気等で障がいを持つことになった場合、障害基礎年金等が受けられない場合がありますので申請を希望する方は早めに手続きをしてください。

また、学生納付特例制度は過去に遡って申請することができます(最長2年1か月)。

●学生納付特例期間の承認を受けた方 この特例期間については、年金の受給資格期間には算入されませんが、年金額に反映されません。

そこで、承認を受けた期間で10年以内の期間であれば、遡って納めることができる「追納」制度があります。追納することにより、老齢基礎年金の年金額に反映されるようになります。

ただし、追納する場合の保険料額は、承認を受けた期間の翌年度

から起算して、3年度目以降から承認当時の保険料に加算金額が上乗せされます。

【手続きに必要なもの】

- ① 年金手帳 ② 学生証若しくは学生証の表裏の写し又は在学証明書(令和4年3月31日までの有効期限が確認できるもの)③ 個人番号で申請する場合はマイナンバーカード(無い場合は通知カード等

のマイナンバーが確認できる書類及び本人確認ができる書類等(免許証、パスポート等)

※本人以外が申請する場合は、窓口に来られる方の本人確認ができる書面等(免許証、パスポート等)を、申請人と代理人の方が別世帯の場合は委任状が必要です。

☎住民ほけん課 ☎991-1870



令和3年度集合狂犬病予防注射を実施

問合せ 環境経済課 生活環境担当 ☎991-1839

狂犬病予防注射は、「狂犬病予防法」により必ず年1回、飼い犬に受けさせることが義務付けられています。ご都合の良い日にお近くの会場で接種してください。(雨天決行)

日 時		場 所
4月21日(水)	9:30 ~ 10:30	田島集会所
	11:00 ~ 12:00	赤岩農村センター
	13:30 ~ 15:00	多世代交流学習館
4月22日(木)	9:30 ~ 10:00	水汲自治会集会所
	10:30 ~ 12:00	北部サービスセンター
	13:30 ~ 15:00	まつぶし緑の丘公園
4月23日(金)	9:30 ~ 11:30	ふれあいセンター
	13:00 ~ 15:00	松伏町役場

▶費用／3,500円(注射手数料2,950円、注射済票交付手数料550円)

▶持ち物／「お知らせ」のはがき(犬の登録が済んでいる方に、4月上旬頃に送付予定です)、フンを処理する用具

▶予防注射ができない犬／生後90日以内・体調が悪い・妊娠中

▶その他／新規に登録する犬は、登録手数料3,000円が別途必要です。

動物病院で狂犬病予防注射を受ける方へ

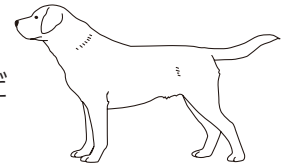
【町内のおがわ動物病院、まつぶしパレオ動物病院】

動物病院で注射済票を交付しますので、動物病院に「お知らせ」のはがきを提出してください。(手数料550円)

【町外の動物病院(獣医師)】

動物病院で注射済証明書を発行してもらい、環境経済課へお持ちください。注射済票を交付します。(手数料550円)

※動物病院で狂犬病予防注射を受ける場合は、動物病院が定める注射料金が別途必要です。



えせ同和行為を排除しましょう — 埼玉葛えせ同和行為対策強化月間 —

本町を含む埼玉12市町では、毎年4月を「埼玉葛えせ同和行為対策強化月間」と定め、同和問題の正しい理解の妨げとなっている「えせ同和行為」の排除を呼びかけています。

「えせ同和行為」とは

同和問題の解決を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書等物品購入の強要」や「寄付金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、同和問題に対する誤った認識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、同和問題解決の大きな阻害要因となる許されない行為です。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為の要求に応じる義務はありません。終始、毅然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれます。

同和問題(部落差別)に関する正しい理解を深めましょう

同和問題とは、同和地区(被差別部落)に「住んでいる」あるいは「生まれた」ということを理由とした不合理な偏見により、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出され、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。埼玉葛12市町では「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、同和問題の正しい理解が図られるよう、人権教育・啓発活動を推進しています。

問合せ 企画財政課 ☎991-1815 教育文化振興課 ☎991-1873

無料相談

※相談はそれぞれ専門の方が対応します
 ※相談日が祝・休日の場合は、お休みです

※感染症対策のため、相談時はマスク着用をお願いします。また、検温などを実施する場合があります。

相談名	内容		
	日時	場所	問合せ
人権・行政相談	人権相談…差別、嫌がらせなどの人権について 行政相談…国や行政などの仕事や手続きについて		
	4/7(水)、5/7(金) いずれも13:00～16:00	役場第二庁舎 3階会議室	企画財政課 ☎991-1815 総務課 ☎991-1895
弁護士による 法律相談 (要予約)	法律に関する相談 予約受付 4月5日(月)から		
	4/16(金)、27(火) いずれも13:20～15:50	ふれあいセンター 介護相談室	社会福祉協議会 ☎991-2701
心配ごと相談	生活に関する相談		
	4/16(金) 13:20～15:50	ふれあいセンター 介護相談室	社会福祉協議会 ☎991-2701
教育相談	子どもの悩みや問題に関する相談		
	月～金曜日 9:30～16:30	教育相談室 (適応指導教室内)	適応指導教室 ☎992-2000
就学相談 (要予約)	令和4年度に入学するお子さんの発育や障がいなどに関する相談		
	月～金曜日 9:00～17:00	役場第二庁舎 2階教育総務課	教育総務課 ☎991-1864
税理士による 税務相談	税金に関する相談		
	4/7(水)、5/12(水) いずれも13:00～16:00	役場第二庁舎 3階会議室	税務課 ☎991-1833
消費生活相談	買い物や商品の苦情、契約に関するトラブルなど消費生活に関する相談		
	月～木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	役場第二庁舎1階 消費生活センター	環境経済課 ☎991-1854
女性相談 (要予約) ※お急ぎの場 合、相談日以 外も受付	男性からのDV、ストーカー、女性の生き方などでお悩みの方を対象とした相談		
	4/5(月)、19(月) いずれも9:30～12:30	当面の間、電話相談の みの実施となります	企画財政課 ☎991-1815
4/7(水)、10(土)、14(水)、 21(水)、24(土)、28(水) いずれも13:00～16:00	女性相談室 ☎991-1825 (左記開催日の開催時間のみ)		
人権相談	差別、いじめ、嫌がらせなど人権に関する問題の相談		
	当面の間、電話相談をご利用ください。 みんなの人権110番 ☎0570-003-110 平日8:30～17:15		さいたま市方法務局 越谷支局 ☎048-966-1321
不動産相談 (要予約)	弁護士と相談員による不動産に関する相談		
	4/20(火) 10:00～15:00	埼玉県宅建協会 越谷支部	埼玉県宅建協会 越谷支部 ☎048-964-7611
地域包括支援 センター出張 相談	高齢者やご家族が抱える悩みや不安などの相談		
	4/28(水) 13:00～15:00	北部サービス センター	いきいき福祉課 ☎991-1882 地域包括支援センター ☎992-2468
障がい者相談 支援センター 無料相談 (要予約)	障がいのある方、ご家族などが抱える日常での困りごとなどの相談		
	水曜日10:00～17:00	役場本庁舎1階 いきいき福祉課	いきいき福祉課 ☎991-1877 相談支援センター ☎981-8510

休日当番医

受付時間 9:00～12:00

電話でご確認の上、受診してください。

日程	問合せ
4/4(日)	ふれあい橋クリニック 991-1300【脳外・内】
11(日)	宮里医院 991-2911【内】
18(日)	宮里こどもクリニック 991-5010【小児・内・皮】
25(日)	岡村クリニック 991-7203【内】
29(木)	埼玉筑波病院 992-3151【内・外】
5/2(日)	埼玉あすか松伏病院 992-0411【内・外】
3(月)	埼玉筑波病院 992-3151【内・外】
4(火)	埼玉あすか松伏病院 992-0411【内・外】
5(水)	埼玉筑波病院 992-3151【内・外】

小児時間外診療

初期
救急

受付時間 19:00～21:30

事前に電話で患者さんの状態を伝えてから受診してください。

日程	問合せ
4/1(木)	津田医院 993-3111
2(金)	宮里こどもクリニック 991-5010
14(水)	宮里こどもクリニック 991-5010
21(水)	埼玉筑波病院 992-3151
28(水)	宮里こどもクリニック 991-5010

※上記以外の日程での診療は、吉川市内の医療機関で実施していません。詳細は町ホームページに掲載しています。

広告